

袖ヶ浦市開発行為等規制規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(設計説明書)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書（様式第1号）によるものとする。

(資金計画書の添付書類)

第4条 省令第16条第5項に規定する資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、資金計画書の収支計画の支出のうち工事費（附帯工事費を含む。以下同じ。）の額が300万円に満たない場合は、この限りでない。

- (1) 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書
- (2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

(開発行為許可申請書の添付書類)

第5条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書には、法第30条第2項及び省令第17条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 開発区域を明らかにする不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図（以下「公図」という。）の写し
- (2) 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書
- (3) 申請者の資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施行者の能力に関する書類

(5) その他市長が必要と認める図書

2 前項第3号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあっては、第1号に掲げるもの）とする。

(1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(2) 資産に関する調書及び所得税に関する納税証明書（法人の場合にあっては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書）

(3) 事業経歴書

3 第1項第4号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次に掲げるもの（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあっては、第1号及び第2号に掲げるもの）とする。

(1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(2) 工事経歴書

(3) 建設業者許可証明書

4 省令第17条第1項第3号に掲げる書類は、開発行為施行同意書（様式第2号）とし、当該同意書に同意をした者の印鑑証明書を添付するものとする。

5 省令第17条第1項第4号に掲げる書類は、開発行為に関する工事設計者の資格申告書（様式第3号）とする。

（既存の権利者の届出）

第6条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利者の届出書（様式第4号）により行うものとする。

（開発行為の許可又は不許可の通知）

第7条 市長は、法第29条の規定による許可（以下「開発許可」という。）の申請があった場合において、許可の決定をしたときは開発行為許可通知書（様式第5号）により、不許可の決定をしたときは開発行為不許可通知書（様式第6号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（開発行為の変更の許可の申請及び通知）

第8条 法第35条の2第1項本文の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の開発行為変更許可申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 変更の理由及び内容を記載した図書
- (2) 第5条第1項に規定する図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (3) 工事の施行状況を記載した図書
- (4) 開発行為の変更が設計の変更に係る場合にあっては、設計変更説明図
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、許可の決定をしたときは開発行為変更許可通知書（様式第8号）により、不許可の決定をしたときは開発行為変更不許可通知書（様式第9号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（開発行為の変更の届出）

第9条 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の開発行為変更届出書には、変更の理由及び内容を記載した図書を添付するものとする。この場合において、省令第28条の4第1号に規定する変更にあつては設計変更説明図を、同条第2号に規定する変更にあつては第5条第3項第1号及び第2号に掲げる書類を併せて添付するものとする。

(工事着手の届出)

第10条 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(工事完了届出書の添付書類)

第11条 省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、当該工事の完成図(省令第16条第4項に規定する造成計画平面図の例により作成したもの)及び当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図(縮尺500分の1以上のもの)並びに開発区域又は工区に含まれる地域の名称一覧表を添付するものとする。

(工事完了公告の方法)

第12条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、袖ヶ浦市公告式規則(昭和46年規則第2号)に定める方法により行うものとする。

(建築制限等の解除の承認の申請及び通知)

第13条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築(建設)承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 建築物を建築しようとし、又は特定工作物を建設しようとする土地(以下「敷地」という。)の位置及び区域を表示する図面
- (2) 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面(縮尺500分の1以上のもの)
- (3) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図(縮尺20

0 分の 1 以上のもの)

(4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、承認の決定をしたときは工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書（様式第 1 3 号）により、不承認の決定をしたときは工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書（様式第 1 4 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（工事廃止届出書の添付書類）

第 1 4 条 省令第 3 2 条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 廃止の理由を記載した書類

(2) 当該工事を廃止した日における当該工事の廃止に係る土地の区域内の状況を明示する現況写真

(3) 当該工事の廃止に係る土地の区域内に講ぜられた防災上の措置を記載した図書

(4) その他市長が必要と認める図書

（市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請及び通知）

第 1 5 条 法第 4 1 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書（様式第 1 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 第 1 3 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、許可の決定をしたときは市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書（様式第 1 6 号）により、不許可の決定をしたときは市街化調整区域内における建築物の特例不許可通知書（様式第 1 7 号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（予定建築物以外の建築等の許可の申請及び通知）

第 1 6 条 法第 4 2 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする

者は、予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）許可申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、許可の決定をしたときは予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）許可通知書（様式第19号）により、不許可の決定をしたときは予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）不許可通知書（様式第20号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（建築物の新築等の許可申請書の添付書類）

第17条 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 第13条第2項第1号から第3号までに掲げる図面

(2) 建築物を新築し、改築し、若しくは用途を変更し、又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の公図の写し及び登記事項証明書

(3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は法第43条第1項の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書（様式第21号）により、不許可の決定をしたときは建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書（様式第22号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（許可の承継の届出）

第18条 法第44条の規定による承継をした者は、速やかに、許可承継届出書（様式第23号）に当該地位を承継したことを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

（開発許可の承継の承認の申請及び通知）

第19条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、開発許可

承継承認申請書（様式第 2 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請には、承認を受けようとする者が開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類及び第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる書類を添付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、承認の決定をしたときは開発許可承継承認通知書（様式第 2 5 号）により、不承認の決定をしたときは開発許可承継不承認通知書（様式第 2 6 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（開発登録簿の調書）

第 2 0 条 省令第 3 6 条第 1 項に規定する開発登録簿の調書は、袖ヶ浦市開発登録簿（様式第 2 7 号）とする。

（開発許可済みの標識の掲示）

第 2 1 条 開発許可を受けた者は、工事の期間中当該開発区域内の見やすい場所に、開発許可済みの標識（様式第 2 8 号）を掲示しなければならない。

（標識による公示）

第 2 2 条 法第 8 1 条第 3 項の規定による公示は、標識の設置により行うこととし、その様式は、都市計画法による命令の公示（様式第 2 9 号）によるものとする。

（開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請及び交付）

第 2 3 条 省令第 6 0 条の規定により法第 2 9 条、法第 3 5 条の 2 第 1 項、法第 4 1 条第 2 項、法第 4 2 条又は第 4 3 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式第 3 0 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明

書)

- (2) 申請内容を明らかにする書類
- (3) 敷地の区域を明らかにする公図の写し
- (4) 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書
- (5) 敷地の位置及び区域を表示する図面
- (6) 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面
- (7) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図
- (8) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請内容を適当と認めたときは、開発行為又は建築に関する証明書（様式第31号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第24条 法、政令、省令及びこの規則に基づき提出された申請を取り下げようとする者は、申請取下届出書（様式第32号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第25条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（様式第33号）とする。

（書類の提出部数）

第26条 法、政令、省令及びこの規則に基づき市長に提出する図書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に千葉県開発行為等規制細則（昭和45年千葉県規則第52号。以下「県規則」という。）別記第11号様式により調製されている開発登録簿の調書は、様式第27号により調製されたもの

とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に県規則第 17 条の規定により掲示されている
開発許可済みの標識は、第 21 条の規定により掲示されたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

その 1

設 計 説 明 書
設計の概要

1	設計の方針						
2	土地の現況 (地目別概要)	区分	宅地	農地	山林	その他	計
		面積					
		比率					
3	土地利用 計画	区分	宅地	公共用地	未利用地	その他	計
		面積					
		比率					
4	公共施設 整備計画	区分	道路敷地	水路及び 下水道敷地	公園及び 緑地等用地	消防用貯水 施設用地	その他
		面積					
		比率					
都市計画街路				その他の 都市計画施設			
5	計画内容						
6	摘要						

備考

- 1 面積は平方メートル、比率はパーセントを単位とする。
- 2 4 欄の比率は、3 欄の面積の合計に対する各公共施設の敷地面積の比率とする。
- 3 5 欄には、開発行為により設置される特定工作物の計画内容等を記載すること。
- 4 6 欄には、開発行為により設置される公益施設（学校、保育所、幼稚園、官公庁施設、購買施設、医療施設等）の用地の面積等を記載すること。

その 2

公共施設の管理者等に関する事項

種 別	番 号	概 要			管 理 者	用 地 の 帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延長（m）	面積（㎡）			

備考

- 1 番号は、施設の種別別に付すこと。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 公共施設の摘要には、（新設）（付け替え）（拡幅）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

開発行為施行同意書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

（同意権者）

住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

私（当法人）は、（開発許可申請者名）による開発行為の施行については、異議がないので、下記の土地又は工作物につき権利を有する者として同意します。

記

所在及び地番	地目又は工作物の種類	地積又は工作物の延べ面積	権利の種類	摘要
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		

備考

- 同意権者とは、開発区域内の土地又は工作物の所有権者、仮登記権者、抵当権者その他の権利を有する者及び隣接土地の権利を有する者とする。
- 同意権者（隣接土地の権利を有する者を除く。）については、氏名は自署し、同意印を実印とした上で印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）を添付すること。
- 隣接土地の権利を有する者については、開発行為の施行上必要と認めた場合に同意を得るものとし、氏名は自署し、同意印は不要とする。

様式第3号（第5条関係）

開発行為に関する工事設計者の資格申告書

年 月 日								
袖ヶ浦市長 様								
住所								
申告者								
氏名								
次のとおり、設計者の資格について申告します。								
1 設計者の氏名 及び生年月日		ふりがな（ ） 年 月 日生						
2 最終学歴		(学校名) (学部名) (学科名) 卒業 年 月 中退						
3 現住所等		事務所電話番号（ ） 自宅電話番号（ ）						
4 資格、免許等								
5 実 務 経 歴	(1) 職 務 経 歴	会社又は事務所名		職務内容		期間	年数	年数計
							年	年
	(2) 工 事 及 び 設 計 経 歴	工事名	工事発注者名	工事施行場所	工事面積	業務内容	期間	

備考

- 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は当該法人とし、その他の場合は設計者自身とする。
- 2 2 欄及び4 欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付すること。
- 3 5 欄については、市長が必要と認めるときは、当該申告事項を証する書類を添付すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

（表）

既存の権利者の届出書

年 月 日				
袖ヶ浦市長 様				
住所 届出者 氏名				
都市計画法第 3 4 条第 1 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。				
1 届出者の職業 (法人にあっては、その業務の内容)				
2 届出に係る土地 の表示	所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)
3 市街化調整区域の決定又は 変更のあった年月日		年 月 日		
4 3 の時期において土地又は 権利を有していた目的		居住用 ・ 業務用		
5 予定建築物の用途				
6 権利の種類及び 内容	種 類			
	内 容			
7 権利を取得した年月日		年 月 日		
8 届出に係る土地に建築物を建築又は第一種特定工作物 を建設しようとする際、開発行為を伴う必要の有無				有 ・ 無

注 裏面の注意事項をよく読んでから記載のこと。

(裏)

注 意 事 項

1 届出に関する注意事項

- (1) この届出書は、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で都市計画法による市街化調整区域内の土地又は土地の利用に関する権利を有していた者が、その旨を当該市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更のあった日から6か月以内に市長に届け出る場合に用いるものである。
- (2) 「自己の居住の用に供する」とは、自らの生活の本拠として使用することをいい、ここにいう自己とは自然人に限り、会社等の従業員宿舎又は組合が組合員に譲渡する住宅の建設のために行う行為等は含まない。
- (3) 「自己の業務の用に供する建築物」とは、分譲住宅及び賃貸住宅並びに賃貸用の事務所、倉庫及び店舗等を含まず、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業協同組合の事業用共同施設及び会社等の従業員用福利厚生施設（従業員宿舎を除く。）を含む。
- (4) 届出に係る土地において開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を必要とする場合は、市街化調整区域となる前に当該許可を受けていなければならない。
- (5) 届出に係る土地において開発行為又は建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設を行う場合には、この届出をした上で別途に都市計画法第29条又は第43条の許可を受ける必要があるので留意すること。

2 記載上の注意

- (1) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 4欄及び5欄の記載に当たっては、具体的な目的及び用途を記載すること。
- (3) 6欄のうち権利の内容の欄は、土地の利用に関する所有権以外の権利（地上権、借地権等）を有する場合だけ記載すること。
- (4) 8欄は、農地等宅地以外の土地を宅地とする場合は、原則として開発行為を伴うもの（したがって、都市計画法第29条の許可すなわち開発許可を必要とする。）として取り扱われるので、これにより記載すること。

様式第5号（第7条関係）

開発行為許可通知書

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、次の条件を付して許可したので、通知します。		
袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日		
袖ヶ浦市長		
条 件		
開 発 行 為 の 概 要	1 許可申請者の住所及び氏名	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	
	3 開発区域の面積	平方メートル
	4 予定建築物等の用途	
	5 工事施行者住所氏名	
	6 工事着手予定年月日	年 月 日
	7 工事完了予定年月日	年 月 日
	8 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの又は その他のものの別	
	9 都市計画法第34条の該当号 及び該当する理由	
	10 その他必要な事項	

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第7条関係）

開発行為不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、次の理由により許可しませんので、通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不許可の理由	

- (教示)
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 7 号（第 8 条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第 3 5 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		
年 月 日		
袖ヶ浦市長 様		
(申請者) 住 所 氏 名		
1 開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	(1) 開発区域に含まれる地 域の名称	
	(2) 開発区域の面積	平方メートル
	(3) 予定建築物等の用途	
	(4) 工事施行者住所氏名	
	(5) 都市計画法第 3 4 条の 該当号及び該当する理由	
	(6) その他必要な事項	
2	開発行為の許可番号	
3	変更の理由	

備考

- 1 (2)開発区域の面積の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 2 (5)都市計画法第 3 4 条の該当号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 (6)その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要（「(6)その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること（※別紙にまとめて記載可）。

様式第 8 号（第 8 条関係）

開発行為変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、次の条件を付して許可したので、通知します。		
袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日		
袖ヶ浦市長		
条 件		
開 発 行 為 の 変 更 概 要	1 許可申請者住所氏名	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	
	3 開発区域の面積	平方メートル
	4 予定建築物等の用途	
	5 工事施行者住所氏名	
	6 工事着手（予定）年月日	年 月 日
	7 工事完了予定年月日	年 月 日
	8 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの又は その他のものの別	
	9 都市計画法第 3 4 条の該当号 及び該当する理由	
	1 0 その他必要な事項	

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第8条関係）

開発行為変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、次の理由により許可しませんので、通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不許可の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 10 号（第 9 条関係）

開発行為変更届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

（届出者）

住 所

氏 名

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定により、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発行為の許可番号 第 号 年 月 日

備考

- 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 2 開発許可番号及び年月日は、当初許可及び変更許可を全て記載すること。

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

工事着手届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

(届出者)
住所
氏名

袖ヶ浦市開発行為等規制規則第 1 0 条の規定により、工事の着手について、下記により
届け出ます。

記

1 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日	
2 開発区域に含まれる地域の 名称		
3 工事着手年月日	年 月 日	
4 工事完了予定年月日	年 月 日	
5 現場管理者氏名及び連絡先		
6 開発行為に関する工事工程	工事の種類	工 程

備考

- 1 開発区域内に表示されている「開発許可済みの標識」の写真を添付すること。
- 2 6 欄開発行為に関する工事工程は別表を参照し記載すること（※別紙にまとめて記載可）。

別表

工事の種類	工 程
擁 壁 工 事	1 根切りを完了したとき 2 杭打、割栗石締固めその他の基礎工事をするとき 3 基礎の配筋が完了したとき 4 壁の配筋が完了したとき 5 練積み造の場合は、止水板を設置する前まで築造した時及び 下端から3分の1の高さまで築造したとき 6 その他検査員が必要と認める工程
整 地 工 事	1 軟弱な地盤の改良等の工事を行うとき 2 急傾斜面の段切りを行うとき 3 暗渠排水を敷設するとき 4 その他検査員が必要と認める工程
排水施設工事	1 床掘りを完了したとき 2 杭打、割栗石締固めその他の基礎工事をするとき 3 基礎の配筋が完了したとき 4 壁の配筋が完了したとき 5 管渠を敷設するとき 6 その他検査員が必要と認める工程
道 路 工 事	1 路盤工事をするとき 2 舗装工事をするとき 3 その他検査員が必要と認める工程
貯水施設工事	1 床掘りを完了したとき 2 杭打、割栗石締固めその他の基礎工事をするとき 3 床版の配筋を完了したとき 4 壁の配筋が完了したとき 5 その他検査員が必要と認める工程
そ の 他	1 検査員が必要と認める工程

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書

都市計画法第 3 7 条第 1 号の規定により、開発行為に関する工事の完了公告以前の建築（建設）の承認を申請します。 年 月 日 袖ヶ浦市長 様 (申請者) 住 所 氏 名		
1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所 及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の 名称	
2 開発行為に関する工事の進行状況		
3 建 築 （ 建 設 ） の 概 要	(1) 建築（建設）をしようとする 土地の所在及び地番	
	(2) 建築（建設）をしようとする 土地の面積	平方メートル
	(3) 建築物（特定工作物）の構造 及び規模	
	(4) 建築物（特定工作物）の用途	
4 工事完了公告以前に建築（建設） しようとする理由		

備考

2 欄は、整地工事、排水施設工事、道路工事、擁壁工事等の工事の区分と、着手した工事について申請書提出の日における当該工事の完了又は工事中の別を記載すること。

様式第 13 号（第 13 条関係）

工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書

この申請書に係る開発行為に関する工事の完了公告以前の建築（建設）承認申請については、次の条件を付して承認したので通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 袖ヶ浦市長		
条 件		
1	承認申請者の住所及び氏名	
2 の 概 要 開 発 許 可	(1) 開発許可を受けた者の氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
3 建 築 （ 建 設 ） の 概 要	(1) 建築（建設）をしようとする土地の所在及び地番	
	(2) 建築（建設）をしようとする土地の面積	平方メートル
	(3) 建築物（特定工作物）の構造及び規模	
	(4) 建築物（特定工作物）の用途	

備考

この承認を受けても、建築物を建築しようとするときは建築基準法による確認を、開発行為が完了したときには都市計画法第 36 条の完了検査を受けなければならないので、注意すること。

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった開発行為に関する工事の完了公告以前の建築（建設）承認申請については、次の理由により承認しませんので通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不承認の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 15 号（第 15 条関係）

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定により、市街化調整区域内における建築物の建築の許可を申請します。

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

(申請者)
住 所
氏 名

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名					
	(2) 開発許可番号及び年月日	第	号	年	月	日
	(3) 開発許可を受けた際に付せられた建築物の制限の内容	建蔽率	容積率	高さ	壁面の位置	その他
2 建築しようとする土地の所在及び地番						
3 建築物の概要	建蔽率	容積率	高さ	壁面の位置	その他	
4 制限を超える建築物を建築しようとする理由						

様式第 16 号（第 15 条関係）

市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物の建築については、許可したので通知します。						
袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日						
袖ヶ浦市長						
1 許可申請者の住所及び氏名						
2 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名					
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日				
	(3) 開発許可を受けた際に付せられた建築物の制限の内容	建蔽率	容積率	高さ	壁面の位置	その他
3 建築をしようとする土地の所在及び地番						
4 建築物の概要		建蔽率	容積率	高さ	壁面の位置	その他

備考

この許可を受けても、建築物を建築しようとするときは建築基準法による確認を、開発行為が完了したときには都市計画法第 36 条の完了検査を受けなければならないので、注意すること。
(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 17 号（第 15 条関係）

市街化調整区域内における建築物の特例不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物の建築については、次の理由により許可しませんので、通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不許可の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 18 号（第 16 条関係）

予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）許可申請書

都市計画法第 4 2 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物（特定工作物）以外の建築物（特定工作物）の（ 新築（新設） ・ 改築 ・ 用途の変更 ）の許可を申請します。 年 月 日 袖ヶ浦市長 様 (申請者) 住所 氏名		
1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物（特定工作物）	
2 建築等を行おうとする土地の所在及び地番		
3 新築（新設）、改築又は用途の変更後の建築物（特定工作物）の用途		
4 3 の用途が都市計画法第 3 4 条第 1 号から第 1 2 号までに掲げる建築物（特定工作物）のいずれかに該当するかの記載及びその理由		
5 変更しようとする理由		

備考

申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 19 号（第 16 条関係）

予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）許可通知書

年 月 日付けで申請のあった予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）については、次のとおり許可したので通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 袖ヶ浦市長		
1	許可申請者の住所及び氏名	
2 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物（特定工作物）	
3	建築等を行おうとする土地の所在及び地番	
4	新築（新設）、改築又は用途の変更後の建築物（特定工作物）の用途	
5	4 の用途が都市計画法第 34 条第 1 号から第 12 号までに掲げる建築物（特定工作物）のいずれかに該当するかの記事及びその理由	

備考

この許可を受けても、建築物を建築しようとするときは建築基準法による確認を受けなければならないので、注意すること。

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 20 号（第 16 条関係）

予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）については、次の理由により許可しませんので、通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不許可の理由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 1 号（第 1 7 条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書

年 月 日付けで申請のあった については、次のとおり許可したので通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 袖ヶ浦市長	
1 許可申請者の住所及び氏名	
2 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
3 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
4 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
5 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第 3 4 条第 1 号から第 1 0 号まで又は都市計画法施行令第 3 6 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
6 その他必要な事項	

備考 この許可を受けても、建築物を建築しようとするときは、建築基準法による確認を受けなければならないので注意すること。

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 2 号（第 1 7 条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった については、 次の理由により許可しませんので通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不許可の理由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 3 号（第 1 8 条関係）

許可承継届出書

年 月 日		
袖ヶ浦市長 様		
(届出者)		
住所		
氏名		
都市計画法第 4 4 条の規定により、許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。		
1 許可の概要	(1) 許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 許可に係る土地の表示又は地域の名称	
2 届出前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3	届出に係る承継年月日	年 月 日
4	承継の原因	

備考

- 1 1 の(3) 欄は、都市計画法第 2 9 条の許可（開発許可）の場合は開発区域に含まれる地域の名称を、都市計画法第 4 3 条の許可（建築等許可）の場合は土地の表示（所在、地番及び面積）を記載すること。
- 2 この届出書には、相続による承継にあっては被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍抄本を、法人の合併による承継にあっては合併後の法人の登記事項証明書を、分割による承継にあっては分割後の法人の登記事項証明書及び分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）その他市長が必要と認める書類を添付すること。

様式第 2 4 号（第 1 9 条関係）

開発許可承継承認申請書

都市計画法第 4 5 条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。 年 月 日 袖ヶ浦市長 様 (申請者) 住所 氏名		
1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
2 申 請 前 の 承 継 の 経 過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
3 承認申請に係る権原を取得した年月日		年 月 日
4 取得した権原の内訳		

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 この申請書には、取得年月日を証する書類（土地の登記事項証明書等）、住民票の写し及び所得税の納税証明書（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び法人税に関する納税証明書）並びに事業経歴書を添付すること。この場合において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にかかる申請の場合にあっては、取得年月日を証する書類及び住民票の写しのみを添付すること。

様式第 2 5 号（第 1 9 条関係）

開発許可承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった開発許可に基づく地位の承継については、承認したので通知します。		
袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日		
袖ヶ浦市長		
1 承認申請者の住所及び氏名		
2 概要 開発許可の	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
3 経過 申請前の承継の	被承継者の住所及び氏名	
	承継年月日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
4 承認申請に係る権原を取得した年月日		年 月 日
5 取得した権原の内訳		

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 26 号（第 19 条関係）

開発許可承継不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった開発許可に基づく地位の承継については、次の理由により承認しませんので通知します。 袖ヶ浦市指令第 号 年 月 日 様 袖ヶ浦市長	
不承認の理由	

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市開発登録簿

開 発 許 可 番 号		年 月 日 袖ヶ浦市指令第 号						地位の承継許可に基づく	承 継 年 月 日												
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名									承継人の住所及び氏名												
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名								工事施行者の変更	変 更 許 可 番 号												
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称									変更後の工事施行者の 住 所 及 び 氏 名												
								予定建築物（特定工作物）の用途													
開 発 区 域 の 面 積		㎡		市 街 化 区 域		㎡		市街化調整区域		㎡		工 事 着 手 予 定 年 月 日				工事完了予定年月日					
用 途 地 域					空 地					法第 41 条第 1 項 の制限の内容											
土地 の 現 況	（地目別概要）	区 分	宅 地		農 地		山 林		そ の 他									計			
		面 積	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		設計 変 更 許 可 番 号	年 月 日 第 号		設計 変 更 の 内 容					
		比 率	%		%		%		%		%			年 月 日 第 号							
設 計 の 内 容	土地 利用 計画	区 分	宅 地		公 共 用 地		未 利 用 地		そ の 他		計			年 月 日 第 号							
		面 積	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		年 月 日 第 号								
		比 率	%		%		%		%		%		年 月 日 第 号								
	公共施設整備計画	区 分	道 路 敷 地		水路及び 下水道敷地		公園及び 緑地等用地		消防用貯水 施設用地		そ の 他		法第 37 条第 1 号の承認番号		年 月 日 第 号		内容				
		面 積	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		法 41 条第 2 項ただし書の許可番号		年 月 日 第 号		内容				
		比 率	%		%		%		%		%		法 42 条第 1 項ただし書の許可番号		年 月 日 第 号		内容				
	都 市 計 画 街 路					その他の都市計画施設						法 42 条第 2 項の協議成立番号		年 月 日 第 号		内容					
	そ の 他 の 施 設												備 考					補 助 用 紙 番 号			
	道 路	幅員構成	主要道路 m、 m、 m その他の道路 m 取付道路（接道） m																		
		路面仕上	コンクリート舗装、アスコン舗装、簡易舗装、乳剤舗装、マカダム、砂利敷、その他（ ）																		
上水道		公営（ ）・専用 ・小規模 ・自家（ 人）																			
水 道	下 水	雨 水	U 字溝（ ）・管渠（ ）					地 区 外 接 続 （ ）		区分 完工区及び面積		完了 検 査 年 月 日		検 査 済 証		完 了 公 告 年 月 日					
			L 字溝（ ）・柵渠（ ）		交 付 年 月 日		番 号							交 付 年 月 日		番 号					
	汚 水	公共下水道（ ） ・ 農業集落排水（ ） ・ 汲み取り ・						㎡	年 月 日		年 月 日		第 号		年 月 日		第 号				
		処理場（ ）・浄化槽（ 人）			地区外接続（ ）				㎡	年 月 日		年 月 日		第 号		年 月 日		第 号			
		公 園 ・ 緑 地		公園 箇所 ㎡（中央公園 ㎡）緑地 箇所 ㎡						㎡	年 月 日		年 月 日		第 号		年 月 日		第 号		
		消 防 水 利		貯水槽 箇所 ・ 消火栓 基				ごみ処理施設					㎡	年 月 日		年 月 日		第 号		年 月 日	

様式第 2 8 号（第 2 1 条関係）

開発許可済みの標識

← 8 0 センチメートル以上 →

都市計画法第 2 9 条の規定による許可済み		
許可番号・許可年月日		第 号 年 月 日
開発行為 施 行 者	住 所	
	氏 名	
工事施行者	住 所	
	氏 名	
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
開 発 区 域 の 面 積		
工 事 期 間		
現場管理者	氏 名	
	連絡先	電話番号

60
センチメートル以上

都市計画法による命令の公示

1 8 0 センチメートル程度

都市計画法による命令の公示

（土地、工作物等の）所在地

命令を受けた者の氏名

この（土地、工作物等）は都市計画法に違反しているので 年 月 日
付けで、同法第 8 1 条の規定により を命じた。

注 意

1 この標識を毀損した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられます。

2 この命令に違反して、 を行った場合は罰せられます。

3 年 月 日（電気事業者名、ガス事業者名又は水道事業者名）
に対して（電気、ガス又は水道）の供給の申込みの承諾を保留するよう
要請しています。

年 月 日

袖ヶ浦市長

90
センチ
メートル
程度

様式第 3 0 号（第 2 3 条関係）

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書			
年 月 日			
袖ヶ浦市長 様			
(申請者) 住所 氏名			
都市計画法施行規則第 6 0 条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。			
1 建築物の敷地となる土地の名称			
2 地目及び面積	地目	実測 公簿	平方メートル 平方メートル
3 都市計画法の適合条項			
4 都市計画法の適合条項の内容			
5 開発行為の有無	有 (平方メートル) ・ 無		
6 予定建築物の用途・構造・規模			
7 農地転用許可の有無	不要 ・ 有 ・ 無		
8 その他必要な事項			

様式第 3 1 号（第 2 3 条関係）

開発行為又は建築に関する証明書			
第	年	月	日
付けで申請のあった建築物の建築は、次のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。			
第 年 月 日 号			
袖ヶ浦市長			
1	申請者住所氏名		
2	建築物の敷地となる土地の名称		
3	地目及び面積	地目	実測 公簿 平方メートル 平方メートル
4	都市計画法の適合条項		
5	都市計画法の適合条項の内容		
6	開発行為の有無 有（ 平方メートル） ・ 無		
7	予定建築物の用途・構造・規模		
8	その他必要な事項		

様式第 3 2 号（第 2 4 条関係）

申請取下届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

(届出者)
住所
氏名

年 月 日に提出した 申請を取り下げますの
で、下記のとおり届け出ます。

記

1 申請者の住所及び氏名	
2 申請地の地名及び地番	
3 予定建築物等の用途	
4 取 下 げ の 理 由	
5 その他必要な事項	

備考

申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 3 3 号様式（第 2 5 条関係）

立入検査証

← 9 センチメートル →

（表）

第	号	交 付	年 月 日
		有効期限	交付日から 1 箇年
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日生		

立入検査証

袖ヶ浦市長

5.5 センチメートル

（裏）

この証票を携帯する者は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づき、開発区域、建築工事現場等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 抜 粋

第 8 2 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（注） この証票は、都市計画法第 3 章第 1 節の施行に関してのみ用いるものです。